（別添3）

# 審査基準及び標準処理期間

| 所属名 | 建設交通部砂防課管理担当 |
|---|---|
| 内線番号 | 5313 |

| No. | 項目 | | 内容 |
|---|---|---|---|
| ① | 処分名 | | 岩石採取計画の認可、変更の認可 |
| ② | 法令名 | | 採石法 |
| ③ | 法令番号 | | 昭和25年法律第291号 |
| ④ | 根拠条項 | | 第33条、第33条の4、第33条の5第1項 |
| ⑤ | 処分権者 | | 知事(採取量が500m³以上他)、土木事務所長(知事認可以外) |
| ⑥ | 法令の定め | | 第33条　採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第33条の17、第34条の6及び第42条から第42条の2の2までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。<br>第33条の4　都道府県知事は、第33条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。<br>第33条の5　第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 |
| ⑦ | 審査基準 | | 京都府岩石採取計画認可基準（平成19年2月15日改正）第1章第1の3に定める認可基準に適合していること。 |
| ⑧ | 経由機関名 | | 各土木事務所 |
| ⑨ | 協議機関名 | | 行為地の市町村、行為地に規制権限を有する機関 |
| ⑩ | 標準処理期間 | | (⑩合計期間）知事権限 60日、所長権限 50日<br>（注：処理期間の目安であって全ての申請がこの期間内に処理されるものではありません。また、補正に要する日数は含みません。） |
| | | 経由期間 | |
| | | 協議機関 | |
| | | 当該処分機関 | |
| ⑫ | 問合せ | | 建設交通部砂防課(075-414-5313)、各土木事務所施設保全室 |
| ⑬ | 備考 | | 採取場が京都市内の場合、京都市役所に御相談ください。 |